

## 別紙4 公園整備工事仕様書

### 1 基本事項

- (1) 「京都市宅地開発要綱」, 「都市計画法に基づく開発許可制度の手引」, 「開発許可制度に関する京都市開発技術基準」等を遵守すること。
- (2) 公園の整備に際しては, 事前に市の関係する部局と十分に協議を行うこと。
- (3) 市営住宅敷地及び付帯事業用地の公園を, それぞれに分割して整備せず, 一体として整備すること。
- (4) 公園は, まちづくりの重要な要素であり, かつ, 地域コミュニティーの拠点であることを踏まえて, 市営住宅や周辺地域の状況等を十分考慮し, 良好な状態が維持しやすく, 利用者が安心して快適に利用できるよう配慮すること。

### 2 公園の面積

次に掲げる面積のうち, いずれか大きい面積以上の面積とすること。

なお, 「開発区域」は現況の市営住宅敷地とし, 「計画人口」は整備後の市営住宅敷地及び付帯事業用地の合計とする。

- (1) 開発区域の面積の3%に相当する面積。
- (2) 計画人口1人につき1㎡を乗じて得た面積。

※ 1戸当たりの計画人口は, 独立住宅(4人), 共同住宅(3人), 単身者住宅(実態による), 併用住宅(住宅部分について独立住宅又は共同住宅の基準による)

### 3 公園の立地条件

- (1) 公園の位置は, 現況の市営住宅敷地の南東部分とすること。
- (2) 原則として, 2面以上が道路に接するように計画すること。

### 4 公園の形状等

- (1) 公園の敷地形状は, おおむね, 正方形又は短辺が長辺の2分の1以上の長方形とすること。
- (2) 公園と市営住宅敷地又は付帯事業用地とは, 相互に行き来でき, 連続して利用できるように工夫すること。

なお, 縁石や植栽, 舗装の色分け等により, 敷地境界が視覚的に分かるようにすること。

### 5 公園に設ける施設

遊具, 注意板, ベンチ類, 照明灯, 日影, 植樹帯, 水飲場等, 「開発許可制度に関する京都市開発技術基準」等で定める施設を設置すること。

なお、照明灯については、LEDとすること。

## 6 公園の移管

工事完了後、市に移管するものとする。